

を得ない。近頃臨時工の問題がやかましくなり内務省社會局でも色々心配されて居るので先日上京の節社會局に出頭し社會局が臨時工の問題を注意せらるる眞意が邇邊にあるかをよく承ると共に製鐵所の臨時職夫使役の眞相をよく詰して来た。

社會局では臨時工の使用は製鐵所限りが大分御手本を示して居る様に見て居られる様であつたが、當所に指定外の職夫に對しても工場法はじめ他の法令の規程を完全に履行して居るので法令上非難を受ける様な事はないのみならず、臨時職夫使役の條件にしても職工に比較すれば勿論劣るが他から見るとそれ程悪いとも言へないのである。處が工場に依つては形丈けを眞似して法令上の義務を充分果して居らぬものがあり、場合依ると法令上の義務を免るる爲に臨時工を使ふ様な工場もあり、其の點やかましく言はれて居るのである。

ただ社會局の當局はたとへ待遇は夫れ相當であり又法令上の義務を果すとは實へ職工と臨時工とを同じ仕事に使つて待遇上に非常な相違があることは面白くないと言ふ考へを持つて居られる。然し内務當局も當所の臨時職夫の使ひ方は大體是認して居られる様に見受けられた。我々は全體の考へとして臨時職夫制度は已むを得ず設けてゐる方法ではあるか、この面白くない使ひ方はなるべく少くしやうと思つて居るのである、之は官營當時からの方針で中井長實は可及的に職夫を職工に引なほすと言ふ御方針を機會のある毎に言明されたのである。

此の方針に基づいて種々考究し現在職工と殆ど變りのない仕事をして居る指定職夫程度は何とか職工に繰入れ度いと言ふ考へから一つの案を得たので先日所長御上京の際に自分も上京し右の案に付て本店に説明し、社長の御承認を得たのである。其の案と言ふ